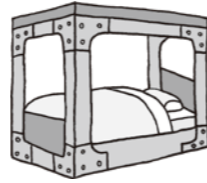


## 耐震シェルター設置等に対する補助制度 家具の転倒防止～できることから始めよう～

過去の地震で、倒れてきた家具の下敷きになって多くの方が亡くなったり、大けがをしています。大地震の時には、「家具は必ず倒れるもの」と考えて、寝室に耐震シェルターを設置するなど対策をしましょう。

寝室や子ども部屋は、できるだけ家具を置かないようにしたり、背の低い家具にして、転倒・落下防止策をとりましょう。また、倒れた家具が出入口をふさがないように、家具の向きや配置を工夫しましょう。



### ○耐震シェルター設置に対する補助

対象	木造住宅耐震診断を行い、評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅(階数が2階以下のもの)について行う、耐震シェルター設置工事	
補助金額	耐震シェルター	設置費用の3分の2の額と25万円を比較して、いずれか少ない額
	三重県型シェルター	設置費用の3分の2の額と40万円を比較して、いずれか少ない額

#### 耐震シェルターとは

通常寝室内に設置する箱型避難所です。就寝中などに住宅が倒壊した場合でも、居住者の生命の安全を守ることが期待できます。

### ○川越町災害時要援護者家具固定事業

対象	町内にお住まいで、以下のいずれかに該当する方 1.65歳以上の単身世帯の方 2.夫婦の合計年齢が130歳以上の高齢者のみの世帯 3.身体障害者手帳の交付を受けている障害者のみの世帯 4.療育手帳の交付を受けている知的障害者のみの世帯 5.その他町長が特に必要と認める方
事業内容	住宅の寝室や居間に置かれた家具を3台まで無料で固定

※家具の固定は業者を派遣し施工します。固定に関して申請者の負担はありません。

※家具固定事業を希望される場合は、12月末までの申請が必要です。

問合せ先 安全環境課 TEL366・7163

## 川越町敬老会

長年にわたり、社会を築き上げてこられたご高齢者の方々をお祝いする敬老の日に、町では長寿をお祝いする敬老会を開催します。

敬老会の当日は、式典とアトラクションを行います。お誘いあわせのうえ、ご出席ください。

記念品は、8月19日～9月15日頃までにご自宅にお届けいたします。※同一世帯に対象者が複数名いる場合、配達の関係上、同一日に記念品が届くとは限りません。

**対象** 昭和29年9月16日以前にお生まれの方  
**日時** 9月16日(月・祝)  
午前9時30分～(午前9時開場)  
**場所** あいあいホール

問合せ先 福祉課 TEL366・7116

## 原爆展を開催します

世界で唯一の被爆国であるわが国にとって、核兵器の廃絶は、国民の共通の願いです。

原爆を投下された当時の様子を撮影した写真などを展示し、核兵器の恐ろしさを知っていただき、かけがえのない地球の平和とわが国の美しい自然を守るため、今年も原爆展を開催します。

**期間** 8月1日(木)～30日(金)  
土・日曜日、祝日は除く  
午前8時30分～午後5時15分  
**場所** 役場1階町民ホール

問合せ先 福祉課 TEL366・7116

## ブロック塀等の除却工事に対する補助制度

町では、道路に面するブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぎ、通行人の安全と地震災害時の避難路を確保するため、道路に面するブロック塀等の除却工事に要する経費の一部補助を実施しています。ブロック塀等が倒壊すると、人的な被害だけでなく、避難や救助活動にも支障をきたすことがあり、地域住民の安全にも大きな影響があります。

みなさんには、自宅の敷地にあるブロック塀等のチェックを行うとともに、この制度を利用して、危険なブロック塀等の除却の検討をお願いします。



### ○ブロック塀等の除去に対する補助

対象	次の条件を満たす道路に面するブロック塀等が対象です。 ・劣化によるひび割れや傾き等による倒壊の可能性があるもの ・道路面からの高さが60cmを超えるもの ・道路境界線からブロック塀までの距離がブロック塀の高さの1.5倍以内であるもの
補助金額	町の積算に基づき算出した額の2分の1に相当する額(上限20万円)

**その他** ブロック塀等が接する道路が狭い道路(幅が4m未満)の場合、新しくフェンスや塀を同じ場所に設けることができない場合があります。詳しくはご相談ください。

問合せ先 産業建設課 TEL366・7117

## 川越町総合計画審議会委員を募集します



現在、町では「第7次川越町総合計画」(計画期間は、令和3年度から令和12年度)に基づき、まちづくりを進めています。その計画が中間年次を迎えることから、総合計画策定後の社会環境の変化や住民ニーズに対応するため、第7次川越町総合計画後期基本計画として見直し、策定することとしています。

まちづくりは、町民のみならず、地域の様々な団体や民間事業者の方々との協働で進めていかなければなりません。

そこで、これからの行政運営やまちづくりについて、ご意見などをいただくため、総合計画審議会を設置しますので、その審議会に参加していただく委員(町民委員)を募集します。

**任期** 令和6年11月から令和8年3月(予定)  
※ただし、町外への転出または職務が遂行できなくなった場合などは、委員の資格を失います。

**内容** 総合計画審議会(任期中に6回程度)に出席して、町が示していく計画案を審議します。

**募集人数** 4名以内

**応募資格** (1)18歳以上で町内在住の方 (2)平日の日中に開催する会議に出席可能な方

**応募期間** 8月1日(木)～30日(金) ※郵送の場合は、当日消印有効

**応募方法** 申込フォームか郵送で応募  
(郵送の場合)住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、応募の動機(400字程度)を記入し、企画情報課窓口へ直接持参するか、郵送で応募。 ※様式は問いません。

**選考方法** 応募書類を基に、書類選考を行い、応募者全員に結果を通知します。

**応募・問合せ先**

企画情報課 TEL366・7112 〒510-8588 川越町大字豊田一色280番地

「総合計画」とは？  
町が目指すべき将来の姿と、それを現するために、どのような方針でまちづくりを進めていくかという指針を定めた計画です。



申込フォーム

